

第10号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第27条関係）

第4号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物工事完了届出書

(宛先) 京都府知事	2025年 12月 24日
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区大手町2丁目3番1号	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） NTTグローバルデータセンター・ジャパン株式会社 代表取締役社長 鈴木 康雄

第10号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第27条関係）

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
工 事 完 了 年 月 日	2025年 12月 22日
特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書 提出年月日	2024年 7月 5日
特定建築物の概要	名 称 (仮称) 京阪奈ビル
	所 在 地 京都府相楽郡精華町光台二丁目4番
	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積) 28,915.20 平方メートル ( 平方メートル)
府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量 ①第11条の2第1号ア該当木材等 0立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 0立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 3.98立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 0立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 3.98立方メートル (①+②+③+④)
	使用する用途 内装意匠 木ルーバー
	府内産木材等の使用基準量 1.38立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量 3.98立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積 1,773.99平方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置	概 要
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	外壁、スラブに断熱材を使用 外壁 ウレタン系吹付発泡不燃断熱材 t20 屋根部スラブ 発泡ポリスチレンフォーム t35 詳しくは別添資料のとおり
<input type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽	
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明器具、高効率空調設備の導入
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用	
<input type="checkbox"/> 節水型設備の設置	
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用	
<input checked="" type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用	免震構造の採用
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	防汚性の高く、メンテナンス頻度の低い素材の採用 外壁： 耐火金属断熱サンドイッチパネル フッ素樹脂焼付塗装 押出成形セメント板 フッ素樹脂工場塗装 PC板アーキコン
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化の実施	敷地全体で緑化率54%を確保

<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の導入	
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用	
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置	
<input type="checkbox"/> その他	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。
- 3 この届出書には、次の書類を添付してください。
- (1) 使用した府内産木材等の種類・量が確認できる証明書等の写し
  - (2) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
  - (3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容が分かる資料又は図面

第4号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

再エネ設備の 導 入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	461,969 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	461,969 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	450,000 メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備の種類	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備の概要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。
- 3 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。
- (1) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠
  - (2) 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するために導入した設備の内容及びその設置場所
  - (3) 再生可能エネルギーを利用するために導入した設備（(1)の設備を除く。）の内容及びその設置場所